

令和2年3月19日

第3回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年3月19日（木） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	〇〇〇〇〇	2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

13番 〇〇〇〇〇 , 14番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和2年3月19日（木） 午前10時35分

令和2年第3回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第18号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第19号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第20号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備
計画変更申請について

議案第21号 農地法第4条による許可申請について

議案第22号 農地法第5条による許可申請について

議案第23号 非農地証明願について

議案第24号 農用地等のあっせんについて

議案第25号 農用地利用集積計画（所有権移転）の取り消しについて

議案第26号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第27号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第28号 事務局職員の人事異動の承認について

(2) 報告第3号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和2年第3回農業委員会総会

令和2年3月19日（木） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙報告書のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第3回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

13番○○○○○委員、14番○○○○○委員を指名致します。これより議事に入ります。議案第18号農地所有適格法人要件届出書についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第18号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号でございます。所在地・名称事業所が末吉町南之郷の○○○○○、住所・氏名代表者が末吉町南之郷の○○○○○、設立年月日が令和2年1月6日、総出資額が200万円で構成員・役員・常時従事者構成員がそれぞれ2名であります。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○4番（○○○○○）

受理番号末吉1号について、現地調査を行いましたので報告致します。申請人は、末吉町で甘藷産業を営んでいる法人です。法人形態要件は、株式会社であります。なお、株式の譲渡については、定款に株主総会の承認を要する旨の記載があるので適当であると思います。事業要件については、主たる事業が農産物の生産、加工、販売であり、適当と思います。構成員要件は、構成員2名のうち全員がその法人の事業に常時従事し、年間労働日数が150日以上であり適当と思います。業務執行役員要件は、業務執行役員の2名全員がその法人の常時従事者であり、適当であると思います。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件をすべて満たしており、適格法人として問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。なお、認定農業者については、市の2月の認定審査会において認定済です。調査日は、3月10日で調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○19番（○○○○○）

甘藷は、どれぐらい耕作されているのですか。

○2番（○○○○○）

米澤さんは、私の地区で良く知っていますので、私の方で答えします。15町位です。

○1番（○○○○○）

米澤さんは、甘藷だけですか。

○2番（○○○○○）

人参等も耕作されているようです。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 18 号農地所有適格法人要件届出書については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 19 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、議案第 19 号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅 26 号でございます。申請地が大隅町月野竹山後○○○○○、地目畑、面積 1,940 m²です。渡人が鹿児島市山田町の○○○○○で、受人が大隅町中之内の○○○○○です。理由につきましては、経営拡張です。他 6 件です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○13 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 26 号について、3 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、柿・みかん等の果樹を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 27 号について、3 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 28 号について、3 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、従兄です。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 29 号について、3 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 30 号について、3 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で

調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 31 号 32 号について、3 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。31 号 32 号は、同じ受人ですのでまとめてご報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、障害者の就労支援事業における農作業科目として利用し、取得する農地には、オリーブを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響はありません。また、農地所有適格法人でないので農地法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しますが、農地の権利移動の不許可の例外である農地法施行令第 2 第 1 項第 1 号のハ及び農地法施行規則第 16 条の営利を目的としない法人に該当する為、許可相当と思います。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 19 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 20 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは 4 ページになります。議案第 20 号について、ご説明致します。受理番号大隅 19 号、土地の所在地は、大隅町大谷永代迫○○○○○他 1 筆、地目は畑で、面積合計 4,681 m²です。申請人は、大隅町大谷の○○○○○で、所有者も大隅町大谷の○○○○○です。転用目的は、山林です。変更理由は、山林に囲まれ日当たりが悪く、鳥獣被害も多いことから山林として管理したいという事で 4 条と同時申請です。変更区分は、除外です。他 3 件です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 19 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、紺垣自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が畑で非農地通知済であります。目的実現の確実性は、1 筆は既に転用済で、始末書が添付してあります。もう 1 筆の転用資金は、自己資金で通帳の写しが添付してあるので確実と思います。位置としましては、農振除外後は、第二種農地に該当します。計画面積については、2 筆の合計面積 4,681 m²ですが、1 筆は既に転用済である事から、残りの 1 筆に杉を植林する面積 2,290 m²は、周囲の状況からみても適当であると思います。排水等については、雨水のみで自然流下です。被害防除につきましては、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地の「その他の農地」に該当することから、山林への転用は、やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は 3 月 10 日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○18 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 20 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、古井一区自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑・宅地、南が畑、北が畑・宅地であります。目的実現の確実性は、畑かんの水を利用したいという目的があり、農振の編入は、確実と思います。位置としましては、農振編入後は、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、畑 1,663 m²は適当と思います。雨水は、自然流流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振編入後は、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。申請人は、畑かんの水を利用したい旨の意志があり、編入やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は3月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号財部 21 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、桐原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が原野、北が畑であります。目的実現の確実性は、畑かんの水を利用したいという目的があり、農振の編入は、確実と思います。位置としましては、農振編入後は、10ha 以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、畑 2,179 m²は適当と思います。雨水は、自然流流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は農振編入後は、10ha 以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。申請人は、畑かんの水を利用したい旨の意志があり、編入やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は3月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部 22 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、今別府自治会付近の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、畑かんの水を利用したいという目的があり農振の編入は、確実と思います。位置としましては、農振編入後は、10ha 以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、畑 4,843 m²は適当と思います。雨水は、自然流流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は農振編入後は、10ha 以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。申請人は、畑かんの水を利用したい旨の意志があり、編入やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は3月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 20 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・編入やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外・編入やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第 21 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは5ページになります。議案第 21 号について、ご説明致します。受理番号大隅 12 号、申請地が大隅町大谷永代迫○○○○○、他 2 筆で、地目畑の合計面積 10,428 m²です。申請人は、大隅町大谷の○○○○○でございます。転用目的が山林であります。理由としましては、山林に

囲まれ日当たりが悪く、鳥獣被害も多い事から山林として管理したいという事です。農振区分は、2筆が同時申請で始末書付きであります。外1件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○15番委員（○○○○○）

受理番号大隅12号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、紺垣自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑・山林、南が山林、北が山林です。目的実現の確実性は、大谷○○○○○は、既に転用済であり、また、○○○○○も一部は、転用済であります。残りの1筆と○○○○○の残りは、転用後の植林であるので、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置については、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積10,428㎡ですが、既に転用済部分と雑木林や法面部分があるので植林可能面積は、おおよそ3,700㎡程度になります。よって、杉180本を植林するには、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下です。被害防除については、緩衝地を設ける為、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当する事から、山林への転用は、やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は3月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

受理番号大隅13号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が市道です。目的実現の確実性は、既に庭木が植林済で事情説明書が添付されています。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、住宅と一体利用で庭木を植えている面積382㎡は、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当する事から宅地拡張への転用は、やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は3月10日、調査員は、○○○○○委員と私と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○10番委員（○○○○○）

受理番号大隅13号ですが、事情説明書とあります。初めて見たのですが、第三種農地だから事情説明書で良いのか伺います。

○事務局（○○○○○）

事情説明書という題目の表し方の違いだと思います。亡くなられたお母さんが建築されていて、息子さんが転用されたもので、今回事情を説明をただけのようです。行政書士がこのように作成してきたので受け取ったところです。

○10番委員（○○○○○）

顛末書では、駄目だったのですか。

○事務局（○○○○○）

私も初めて見ましたが、いろんな行政書士がありますが、次からは、題目を統一した表現の様式で受け取っていきたいと思います。また、指導していきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。他にございませんか。

○18番委員（○○○○○）

事情説明書、顛末書、始末書等ありますが、顛末書、始末書というと厳しい表現だろうと思います。この方は、亡くなられたお母さんが建てられて、後から息子さんが解って事情を聞いて説明でしか出来なかったのだろうと思います。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 21 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定致しました。次に議案第 22 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、6 ページになります。議案第 22 号について、ご説明致します。受理番号末吉 16 号、土地の所在地は、末吉町諏訪方横尾○○○○○、他 2 筆、地目は畑、合計面積は 1,151 m²でございます。譲受人が末吉町新町の○○○○○で、転用目的は、自動車展示場です。なお、使用貸借権です。理由につきましては、現在の施設が手狭な為、申請地を借り受けて自動車展示場を整備したいという事です。農振区分は、外でございます。他 6 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○3 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 16 号について、現地調査をしましたので報告致します。申請地は、高松交差点付近の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が宅地、北が畑・宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。計画面積については、申請地に隣接する宅地及び雑種地を加えた全体面積 1,390.67 m²に、事務所 54 m²及び自動車展示場 26 台分を設けるもので適当であると思われまます。排水等については、汚水については、合併浄化槽を経て、水路放流し、雨水についても水路放流する予定です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する為、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は 3 月 10 日、調査員は、私と○○○○○委員、事務局より○○○○○さんで調査しました。以上で報告を終わります。

○10 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 17 号について、3 月 10 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、高松交差点付近の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が墓地であります。目的実現の確実性は、融資証明書及び残高証明書が添付されている事から確実と思われまます。位置としましては、都市計画用途地域内農地である事から第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 591 m²に一般住宅 1 棟 97.64 m²を設けるもので、一般住宅基準の 500 m²を超えますが理由書のとおりで、適当であると思われまます。排水等については、合併浄化槽を経て、水路放流し、雨水についても水路放流する予定です。被害防除につきましては、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題ないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する為、転用

建設後 20 年以上が経過しており、農地に復元する事は著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○13 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 4 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西竹山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が県道、北が畑であります。記載事項と現地は、合致しています。違反転用により、改善指導を受けているものではありません。申請地は、今回、西側の畑と分筆しました。その畑も同時申請で駐車場等へ転用する予定である為、隣接する農地はない事から影響は、ないと思います。その他農地法上問題点は、ありません。申請人は、昭和 48 年頃に住宅を建築し、建築後 20 年以上が経過しております。なお、固定資産税課税台帳にも記載されております。また、始末書も添付されております。調査結果の総合意見は、申請人の父親が住宅を建築し、20 年以上経過しております。農地に復元する事は、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査日は 3 月 10 日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇)

非常に残念だなと思います。九州農政局ですよ。見落としていたなんて、お手本にないといけないと思いますが。回答は、よろしいです。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 23 号非農地証明願については、農地法第 2 条第 1 項の適用を受ける土地でない事を証明する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農地法第 2 条第 1 項の適用を受ける土地でない事に決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 24 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

それでは 9 ページになります。議案第 24 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 21 号申出者が末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町諏訪方鶴牟田〇〇〇〇〇他 3 筆、地目田、合計面積 1,828 m²で、申出の内容は、売りたい、貸したいです。他 7 件です。よろしくお願ひします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 21 については、10 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉 22 と末吉 23 については、4 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅 24 については、16 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅 25 については、17 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅 26 については、5 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部 27 については、11 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部 28 については、18 番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。ここで暫時休憩致します。

(休憩：午前 9 時 49 分)

(再開：午前9時59分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。続いてあつせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いいたします。

○12 番委員 (○○○○○)

末吉 112 号は、成立です。

○10 番委員 (○○○○○)

末吉 113 号は、成立でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

末吉 114 号は、取下げでお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

末吉 115 号は、打切でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 117 号は、打切でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 4 号は、打切でお願いします。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 5 号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

末吉 6 号は、打切でお願いします。

○12 番委員 (○○○○○)

末吉 7 号は、継続です。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 8 号は、継続でお願いします。

○18 番委員 (○○○○○)

財部 9 号・財部 10 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 11 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

財部 12 号は、継続でお願いします。

○10 番委員 (○○○○○)

末吉 13 号は、継続でお願いします。末吉 14 号は、成立です。

○15 番委員 (○○○○○)

末吉 15 号は、継続です。末吉 16 号は、成立でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 17 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

大隅 18 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 19 号・20 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく申し上げます。次に議案第 25 号農用地利用集積計画の所有権移転の取り消しについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、15 ページになります。議案第 25 号について、ご説明致します。受理番号大隅 9 号

ですが、1月の総会において許可いただいた案件です。土地の所在地は、大隅町月野宮田〇〇〇〇〇〇、他7筆、地目は田と畑、合計面積は13,863㎡でございます。譲渡人が大隅町月野の〇〇〇〇〇〇〇〇で、譲受人が大隅町月野の〇〇〇〇〇〇〇〇です。今回、取り消しの申請があったところです。よろしくお願ひ致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第25号農用地利用集積計画の所有権移転の取り消しについては、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第26号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年未満大隅4、新規10年以上末吉47を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第26号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年未満大隅4、新規10年以上末吉

47を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

議長（○○○○○会長）

次に議案第26号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規3年未満大隅4についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第26号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規3年未満大隅4については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第26号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規10年以上末吉47についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第26号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、新規10年以上末吉47については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第27号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第27号農用地利用集積計画の所有権移転は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。3月分利用権設定の新規は、田が31筆で面積32,563㎡、畑が38筆で面積73,058㎡、計69筆で面積105,621㎡、件数は46件でございます。再設定は、田が50筆で面積63,461㎡、畑が67筆で面積143,341㎡、計117筆で面積206,802㎡、件数は69件でございます。所有権移転については、田が11筆で面積10,984㎡、畑が13筆で面積25,687㎡、計24筆で面積36,671㎡、件数は12件でございます。合計しますと、210筆で面積349,094㎡、件数は127件となっております。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第28号事務局職員の人事異動の承認についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

異動内容説明（省略）

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第28号事務局職員の人事異動の承認については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので本案は、承認されました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第3号合意解約等の報告については、総会資料の41ページから51ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第3回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和2年3月19日（木） 午前10時35分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員